

# 郵便等投票制度について

～平成22年4月1日から対象が拡大されました（肝臓の障害（1～3級））～

## ◆郵便等投票制度とは

身体に重い障害があり、歩行が著しく困難な方で、一定以上の障害をお持ちの方又は要介護5の方が、郵便等で投票ができる制度です。

## ◆対象者

身体障害者手帳、又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（下欄○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が対象です。

	障害名	障害の程度			備考
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	△	手帳の記載では該当するか分からないときは、区選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○	
	免疫、 <b>肝臓</b>	○	○	○	

	障害名	障害の程度				備考
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	○	○	○	△	手帳の記載では該当するか分からないときは、区選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、 <b>肝臓</b>	○	○	○	○	

※郵便等投票制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、手続き等につきましては、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

葛飾区選挙管理委員会事務局

代表電話 03-3695-1111 内線2772～6

直通電話 03-5654-8492～6